

## 関西学院大学バレーボール倶楽部規約

### 〔名 称〕

第1条 本会は、関西学院大学バレーボール倶楽部〔以下（本会）という〕と称する。

### 〔目 的〕

第2条 本会は、会員相互の研鑽と親睦をはかり、もって関西学院大学と体育会バレーボール部の発展に寄与し、さらに、スクールモットーである **Mastery for Service** を体現する人材を育成することを目的とする。

### 〔事 業〕

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 本会会員の親睦と育成を図る為の事業。
- (2) 関西学院大学体育会バレーボール部の活動及び技術指導支援。
- (3) 関西学院大学体育会バレーボール部の監督・コーチ等への支援。
- (4) 年会費・臨時会費・寄付金・基金の募集、維持、運営。
- (5) その他、本会の目的達成の為に必要と認められる一切の事業。

### 〔事務局及び支部〕

第4条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

- 2 常任理事会、理事会の承認を得て、必要な地に支部を設けることができる。

### 〔会 員〕

第5条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- (1) 正会員 関西学院大学体育会バレーボール部に在籍した者。
- (2) 特別会員 常任理事会、理事会で承認した者。

- 2 会員は規約を遵守し、本会の名誉を傷つける言動をしてはならない。また、定められた会費等を負担しなければならない。

- 3 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 死亡のとき。
- (2) 退会を申し出て、常任理事会、理事会で承認されたとき。
- (3) その他の事由にて、常任理事会、理事会で承認されたとき。

[役員]

- 第6条 本会は、次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 委員長 若干名 支部長 若干名  
副委員長 若干名 幹事 若干名 委員 若干名 監事 2名
- 2 上記の他、顧問をおくことができる。

[役員を選出]

- 第7条 前条の役員は、正会員及び特別会員の中から選出する。
- 2 会長は理事会で選出し、総会に諮って決定する。
- 3 副会長及び委員長、副委員長、幹事は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

[役員任期]

- 第8条 役員任期は3年とするが再選を妨げない。ただし、特別の事情が生じたときはこの限りではない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて速やかに、その補充を行う。この場合、後任役員任期は、前任者の残存期間とする。

[役員職務]

- 第9条 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員長・幹事は、会長・副会長を補佐し本会及び委員会の職務を掌理し会の運営に当たる。
- 4 委員は、担当委員会の会務を処理し、事業の企画・執行に当たる。
- 5 監事は会計を監査する。

[総会]

- 第10条 総会は、全会員をもって構成し、原則として毎年6月に開催する。
- 2 総会は、会長が招集しその議長となり、常任理事会・理事会において審議した事項を議決するものとする。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。
- 4 常任理事会及び理事会が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 5 総会の議事録を作成するとともに、議長が署名し事務局に保管する。

[理事会]

- 第11条 理事会は、会長・副会長・委員長・副委員長・支部長・幹事・委員及び監事をもって構成し、常任理事会の諸事項、その他を審議・決定する。
- 2 会長は、これを招集し、その議長となりその議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

[常任理事会]

- 第 12 条 常任理事会は会長・副会長・委員長・副委員長・支部長及び幹事をもって構成し、  
本会運営のための重要な事項及び委員会・支部事項を審議する。
- 2 会長は、これを招集しその議長となる。

[委員会]

- 第 13 条 会長は、本会の事業遂行にあたり常任理事会のもとに下記の委員会を設ける。また、  
必要に応じてプロジェクト委員会を設けることができる。
- (1) 委員会は、育成担当部門に人材育成委員会・競技指導委員会、  
総務担当部門に名簿管理委員会・財務委員会・会計委員会・広報委員会、  
渉外担当部門に学連担当委員会を設ける。
- (2) 委員長・副委員長・幹事及び委員は、会長が委嘱する。
- (3) 委員会は、その権限に属する議題につき審議決定する。
- (4) 委員会において決定した事項は、委員長または副委員長が常任理事会に報告  
するものとする。
- (5) 委員会の役割については、別に定める。

[支部会]

- 第 14 条 支部会はその地区の会員の親睦を図ると共に、現役の活動を支援することを目的とす  
る。

[会 計]

- 第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 2 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 3 本会の会計は、現役と OB・OG とに分ける。
- 4 本会の決算は、毎年会計年度終了後、監事の監査を経て理事会の承認を得て  
総会の議決を得なければならない。

[規約の改正]

- 第 16 条 規約の改正は、常任理事会の審議を経て理事会で合議し、総会に諮って決定する。

[付 則]

本規約は、2014 年 6 月 15 日から施行する。